# 佐世保中央高校夜間部の校則

### ●誓約書

・私は学校の教育方針に従い、学則を守り、生徒としての本分に専念することを誓います。

#### ●学校生活について

- ・仕事の内容や時間帯、学業に支障のないようにする。
- ・深夜は23時から補導される。放課後はすみやかに帰宅する。
- ・金銭や物品の管理は自己責任。
- ・問題行動が起こったら謹慎、退学等を含む特別指導を行う。

# ●交通機関、免許取得について

- ・バス、MR を利用する場合はマナーを守る。
- ・必要に応じて原付での通学を認める。(その際、許可を得る。改造バイク禁止)
- ・自動二輪の免許取得や通学は認めない。
- ・自家用車での通学は原則認めない。
- ・運転免許を保有している人は、学校に申し出る。

## ●問題行動について

- ①交通関係
  - ·無断免許取得
    - ・無許可通学・二人乗り ・ヘルメット無着用

- ・無免許運転
- ·道路交通法違反
- ・登録車両以外での通学
- ②通信機器におけるトラブル
- ③20 歳未満の喫煙、喫煙道具所持、喫煙時の同伴
- ④20 歳未満の飲酒
- ⑤パチンコ、競輪、競馬等への立ち入り
- ⑥無断外泊·家出
- ⑦薬物乱用
- 8暴力行為
  - ・殴り合い
- ・一方的な攻撃
- ·集団暴力

- 9いじめ行為
- ⑩脅迫·恐喝·窃盗
- ⑪万引き
- (②考査における不正行為(カンニングなど)
- ③指導や説諭の拒否(暴言や暴力行為)
- ④器物破損(故意によるものは弁償)
- ⑤度重なる怠学(なまけ)
- ⑥授業妨害

## ●頭髪や服装について(自己や周囲の学習の妨げとなるような髪型や服装にしない)

- ①露出の多いもの、ダメージファッションはしない。
- ②スリッパでの登校を禁止する。
- ③登下校時はタブレットが入るバッグを所持。
- ④タトゥーは他の生徒の脅威にならない措置をとる。
- ⑤周囲が不快になる臭いには注意する。

# ●携帯通信機器(スマートフォン等)について

·校舎内での使用を禁止。 教員に許可なく預けていない場合は預かり指導。

#### ●その他

- ・家族以外の車での送迎は禁止。
- ・部外者を校内にいれない(必要により警察に連絡)。
- ・問題行動が発生した場合は、必要に応じて下校、自宅待機させる。